

子宮頸がんワクチン副反応被害問題の 全面解決を求める院内集会

HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）は、2011年11月から接種緊急促進事業によって公費助成が開始され、2013年4月から定期接種の対象となりました。

しかし、重篤な副反応報告が相次いだことから、定期接種化からわずか2か月あまりの2013年6月、厚生労働省は、HPVワクチンの積極的な接種勧奨を差し控えるよう自治体に通知し、現在に至っています。

接種前には健康で活発な学校生活を送っていた女子中高生が、ハンマーで殴られるような痛みで襲われ、車椅子の毎日を過ごし、簡単な計算もできなくなり、共に暮らす母親を認識できなくなるなど、通学、進学はもちろん日常生活において大変悲惨な被害に遭っています。

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会は、国及びHPVワクチン製造販売企業に対して全面解決要求書を提出すると共に、全面解決を求める院内集会を開催します。

是非とも、ご参加くださいますようお願いいたします。

【日時】2015年3月31日（火）17時～19時

*16時30分開場

【場所】参議院議員会館講堂（東京メトロ永田町駅徒歩4分）

【主なプログラム】

- 被害者連絡会による全面解決要求書のご説明
- 薬害対策弁護士連絡会による法律意見書のご説明
- 出席頂いた国会議員からのお言葉 など

＜主催＞

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会

薬害対策弁護士連絡会

薬害オンブズパースン会議

（連絡先）

薬害対策弁護士連絡会（樫の木総合法律事務所内 担当：関口、牛島）

TEL：03-5357-1212

